

女性放射線業務従事者の妊娠期間中の線量管理方法（案）

○ 適用の範囲

このガイドラインは、計画被ばく状況において、女性の放射線業務従事者の妊娠期間中（申告から出産までの期間）の線量管理に適用する。

○ 判断規準

以下の線量管理方法*により申告から出産までの期間における母体の実効線量を 1 mSv 以下に管理することで、同期間における胚/胎児に対する等価線量は 1 mSv を超えないと判断すべきである。

- （1）妊娠の事実を申告する制度の構築
- （2）女性の放射線業務従事者等への教育・啓発
- （3）放射線下作業条件の見直し
- （4）追加的な線量管理

* 線量管理方法とは、線量測定・評価のみならず、それらを実施するための制度構築・管理方策を含む。